

小山哲著

『ワルシャワ連盟協約（一五七三年）』

安平弦司

ワルシャワ連盟協約（以下、連盟協約）は、近世のポーランド・リトアニア共和国（以下、ポーランド）において、キリスト教諸宗派の平和共存を法的に保障した、とされる取り決めである。本書『ワルシャワ連盟協約（一五七三年）』（以下、本書）は、連盟協約本文を日本語訳し、それに詳細な注釈を施した上で、専門分野を異とする研究者や一般読者層にも語りかけた著作である。中でも本書第五章において、著者小山哲は、「多宗派性」という視点からの比較研究を、「今後のヨーロッパ近世史研究者の課題の一つ」に挙げている（七五頁）。本書評では、内容紹介を行った後に、近世のオランダ共和国（以下、オランダ）を研究する者の立場から、この提言に応答することを試みたい。

本書は全五章から構成されている。導入部である第一章「カミヨンの野原から」で読者を近世ポーランドの世界へと誘った後、本書は、続く第二章「ワルシャワ連盟協約―本文の日本語訳と注釈」で連盟協約を翻訳している。印象的な箇所を幾つか書き抜い

ておきたい。「われわれの共和国には、キリストの宗教の問題において小さな相違が存在するので、この原因から、われわれが他の諸王国に明らかに見るような有害な騒乱が人びとのあいだで始まることのないように努め」、「宗教において相異なるわれわれは、互いのあいだで平和を維持する」（九頁）。また、名詞が欠けているが故に二通りの解釈（解釈aと解釈b）の余地が残された箇所も存在する。解釈aをとれば、この連盟協約において領主の信仰選択権が確立したことになり、解釈bを採用すると、連盟協約は農民にも信仰の自由を認めたことになる。本書によれば、この解釈上の対立は同時代から既に存在しており、文面の曖昧さは意図的に創り出された可能性がある。

第三章「ワルシャワ連盟協約の成立の経緯」では、連盟協約成立の背景が、宗教的状况と国政の動向という二つの側面から考察されている。まずは、宗教的状况についてである。一六世紀のポーランドにおけるカトリック人口は国家全体の五割程度であった。中世以来ポーランドには、その他にも、東方正教会やアルメニア教会、ユダヤ教徒やイスラム教徒が存在した。一六世紀に宗教改革の影響が及ぶ以前において既に、ポーランドの住民の宗教的構成が多様であったことは、連盟協約成立の背景を読み解く上で重要だと本書は述べる。宗教改革運動に対し、ポーランド王権は抑圧的姿勢をとったが、少なくとも一七世紀前半まで、プロテスタントの影響力は決して小さなものではなかった。ポーランドの宗教改革は、ルター派、カルヴァン派、チェコ（ボヘミア）兄弟団の三派によって主導された。西欧で迫害された再洗礼派（メノー派）や反三位一体派（ポーランド兄弟団）もポーランドへと

やって来た。また、ポーランドにおいて、宗教改革の支持者・保護者は、都市民や農民ではなく、貴族身分のシュラフタであった。カトリック教会の特権に批判的であった彼らは、やがて信仰選択の自由を自身の特権とみなすようになっていった。反プロテストアント王令があつたにもかかわらず、プロテストアントの活動が黙認された背景には、シュラフタ層内部の身分的な連帯意識があつた。次に、連盟協約成立に至る国政上の動向について見ていく。一四世紀以来、ポーランド王国とリトアニア大公国は王朝連合で結ばれていた（ヤギェウォ朝）が、この関係は、一五六九年のル布林合同によって刷新された。これ以後、両国の貴族はポーランド王とリトアニア大公を兼ねる君主を、合同の選挙において決定することとなった。同時期に、プロテストアント議員は、「サンドミエシユ合意」を結んだプロテストアント三宗派（ルター派、カルヴァン派、チェコ兄弟団）とカトリックの同権や平和共存を保障する憲法草案を準備した。しかし、一五七〇年の議会でこの提案は却下され、国王は次期議会までの暫定的な宗教的平和共存を宣言したが、予定されていた次期議会開催前に国王が亡くなることで、一五七二年にヤギェウォ朝は断絶した。空位期の複雑な政治的主導権争いの中で、アウクスブルク宗教和議を念頭にプロテストアント側から発案された協約は、カトリック司教の手によって最初の文面がしたためられた。修正の後清書された連盟協約は、一五七三年一月に採択された。また、同年四月に開会した選挙議会においてシュラフタは、国王選挙によって王位に当選した者が誓約すべき条件を定めた。その中でも、後に「ヘンリク諸条項」と呼ばれることになる「王権と諸身分（事実上、貴族身分）の国

制上の関係を規定する統治契約」（四一頁）の中で、連盟協約は言及された。

第四章「宗教的自由をめぐる闘い」は、連盟協約成立以後のポーランドを、宗派間の共存と対立の双方の視点から描いている。近世ポーランドの都市では、多様な宗教・宗派の教会施設の併存、異なる宗派間での同一教会施設の共用、信仰の違いを超えた日常的な人間関係などが見られた。シュラフタ同士の間でも日常的な交際において宗派の違いは意識されておらず、シュラフタ子弟の結婚や教育において、宗派の対立が後景に退くことも少なくなかった。とはいえ、連盟協約成立以降に、宗教的理由に基づく迫害が根絶されたわけではなかった。連盟協約成立によって上からの強権的なプロテストアント弾圧は不可能となったが、一部のカトリック信徒はプロテストアント教会を襲撃し、建造物を破壊したり書物を焼き払ったりしたのである。これらの暴動は、教育や説教を通じて、イエズス会を中心とするカトリック教会勢力が巻き返しを図る中で起こった。これに対して、プロテストアント貴族は、連盟協約に宗教的迫害に対する処罰規定を盛り込もうと尽力したが、カトリック側の反対によってその試みは頓挫することになった。一六三〇年代になると、連盟協約はカトリックからプロテストアントへ与えられた「恩恵」（六〇頁）だとみなされるようになった。周囲の非カトリック国家と断続的に戦争を続けていた一七世紀のポーランドにおいては、カトリシズムと強固に結びついた「ポーランド人」意識が喧伝されるようになった。そうした中、一六五八年の議会においてポーランド兄弟団（反三位一体派）が国外追放決議を受けたことで、ポーランドが「すべての異端に開かれ

た「避難所」であった時代は、ここに幕を閉じた」(六三―六四頁)。また、近世のポーランドでは、「宗教的自由」に関して「現実が思想に先行していた」(六六頁)。一六四六年、反三位一体派のサムエル・プシプコフスキは連盟協約を擁護しながら、「宗教的自由」を市民的権利として積極的に主張しているが、こうした「連盟協約の「思想化」は、この協約によって守られていた少数派が、体制自体の危機に直面して発した「絶望の叫び」でもあった」(六七頁)のである。

第五章「ヨーロッパ史のなかのワルシャワ連盟協約」は、比較史と関係史の視点から、連盟協約をヨーロッパ近世史全体の中に位置づけている。本書は、近世ヨーロッパの各地で、宗派を巡る問題に対処する中で成立した体制を二つに大別している。その第一が「単一の宗派を支配的宗派とみなし、他の宗派は公認しないパターン」(六八頁)であり、第二が「特定の複数の宗派の存在を公的に認めたうえで、それぞれの国制上の地位を規定するやり方」(六九頁)である。本書評で後に触れるオランダが第一のタイプの例として挙げられる一方、連盟協約成立以後のポーランドは、「どちらかといえば第二のタイプに近いといえるが、公認宗派を特定せず、すべてのキリスト教の諸宗派に対して平和共存を保障している点が、同時代の他の諸国の事例と比較して、きわだった特徴」(七〇頁)だとされる。これを踏まえた上で本書は、近年の近世史研究の中で頻繁に取り沙汰される「宗派化」の問題へと議論を展開させている。宗派化とは、世俗権力により公認された特定の宗派教会が、世俗権力と協力しながら、自宗派の教えを人々に内面化させ、同質的で規律化された臣民を形成する過程

のことであり、時期的には一六世紀後半から一七世紀半ばが想定されることもある。本書はポーランドにおける宗派化に関して、二つの留意点を指摘している。第一に、カトリック以外の諸宗派が根絶されたわけではなかったが、一七世紀の特に半ば以降のポーランドには、「遅れてきたカトリック的宗派化」(七二頁)が見られたこと。第二に、ポーランドにおいて宗派化推進の主体は国家ではなかったが、領主が宗派化を実践することはいくらもなかった。これらに加え本書は、近世ヨーロッパにおいて達成度面で宗派化が貫徹された地域が稀であることを指摘しながら、より多くの場所で観察される事実上の「多宗派性」の視点からの比較研究を今後の課題として挙げている。また、関係史の観点からは、「宗教的自由」をめぐる思想の展開を跡づける際に、全ヨーロッパ規模での「人と情報の移動・交流を念頭において研究を進めていく必要がある」(七九頁)ことが指摘されている。

かつてオランダ史研究者川口博は、封建国家から身分制国家を経て絶対主義国家へと至る前近代の国制史の「本街道」とは異なる、「別のバイパス」が存在したことを強調した。「それは議会が主導権を掌握して君主権を有名無実な存在にまで弱体化させる道さらには名実ともに君主権を否定して共和政体をとる道」、すなわち「議会主権国家」であった。川口がこれら二つの「バイパス」の例として挙げているのが、ポーランド(前者の道)とオランダ(後者の道)である。ここからは、「バイパス」たる両国、及び両国で同時期に作成された、連盟協約とユトレヒト同盟規約(以下、同盟規約)を、「多宗派性」の視点から比較検討し、そ

の共通点と相違点を明らかにしながら、本書に対する幾つかの私見を述べていきたい。

まずは、両文書成立の過程と背景である。共通点として挙げることができるのは、両文書が国制上の危機の時代に作成された点、そして旧制度を揺るがす主要因に宗教改革を挙げることができ点である。スペイン王フェリペ二世は服属地域であった低地地方に対して、異端審問などを通じた上からのカトリック宗派化を含む、苛烈な中央集権政策を施した。これに対して低地地方は一五六八年から反乱を開始した。この反乱に参加した低地地方の諸州が、結束強化のために一五七九年に結んだのがユトレヒト同盟である。一五八〇年から一五八七年にかけて、低地地方の連邦議會は、「外国」の君主たちに君主権を委ねようとするも、この試みはいずれも失敗に終わった。こうして、意図せざる結果としてオランダ共和国が成立したのである。以上の説明から明らかなように、両文書の成立過程には相違点もある。まずは国制的側面である。連盟規約は、シユラフタ同士の相互の誓約であると同時に、国王とシユラフタの統治契約でもあった。また、「ヘンリク諸条項」へ組み込まれたことで、連盟規約は国家の基本法たる性格を強めた。それに対して同盟規約は、国王に対して反乱を起こした服属地域の諸州の間で相互に結ばれた、一種の防衛同盟を規定した。諸州が一体的に行動し、同時に、州毎の独自性も保持されることがユトレヒト同盟の目的であったのである。同盟規約は同時代においても後世の歴史研究においても、国家の基本法だとされることもある^⑤。しかし、同盟規約は各州に主権があることを認めると同時に、低地地方がフェリペ二世以外の単一の君主によって

統治されることを前提としていた。つまり、同盟規約作成時点では、低地地方に君主を廃した共和政体の国家が樹立されることは予期されていなかったのである。成立時点の同盟規約は、あくまでも危機的事態に際して結ばれた暫定的な取り決めであったはずであり、後に実現することになる、君主を廃した共和政体を国制的に基礎づけたわけではない。また、文書成立の背景たる宗教的状况に関しても相違点が見られる。本書で強調されているように、連盟規約成立には、異なる宗教・宗派を持つ人々の間での、宗教改革以前から共存の経験が重要なのであった。ポーランド同様、オランダにおいても「宗教的自由」に関して、「現実が思想に先行していた」ことは確かである。しかし、その「現実」は宗教改革以降に創り出された、相対的に新しいものであった。

次に、両文書の内容及び文言のうち、信仰に関わる箇所を比較検討する。同盟規約において信仰の問題が扱われているのは、全二六条の中でも主に第一三条である。特筆すべきは、各州が信仰に関して独自の規定を設けることができる旨（州主権）を定めた後に、留保条件を示すために、「各人が自己の宗教において自由であることができ、かつなんびとも宗教を理由に追補されたり審問されたりしないことを条件とする」という但し書きが付されていることである。研究上で、同盟規約はこの但し書きでもって「各人」の良心の自由を認めた、とされている。以上を踏まえると、特定の宗派に言及せずに、宗教を理由とする対立を予防することを宣言するという点は、本書第五章の主張に反して、連盟規約にのみ見られた特徴ではなく、むしろ両文書の共通点だと言える。後の歴史的過程の中で、両国には支配的地位につく宗派と、

差別的待遇を受ける宗派が特定されていくことになるが、少なくとも両文書作成時には、あるいは両文書の文言上では、宗派毎に扱いの差は設けられていない。他方、本書を仔細に読めば、両文書の間の相違点も明らかになってくる。より正確に言えば、それは両文書それぞれの解釈の間に存する。本書において、「宗教的自由」の語は、基本的には信仰選択権のことを意味している。近世ポーランドにおいては、シュラフタの身分的諸特権のことを指して「自由」という語が用いられた。諸特権^⑦諸自由の中に、信仰選択権^⑧「宗教的自由」があるということになる。本書で詳述されているように、ポーランド史においては、この「宗教的自由」を持つ主体の範疇が、身分的にどこまで拡張可能なかが論争的となってきた。シュラフタのみがこの自由の主体とされる場合（解釈a）、「宗教的自由」は「領主の」信仰選択権となり、特定の領域内部で公認宗派を決定する権利を意味することとなる。農民も自由の主体だとすると（解釈b）、「宗教的自由」は、本書の言葉を借りれば、「信仰の自由」としての信仰選択権となり、相対的により個人的な意味合いを帯びる。他方で、同盟規約は身分に全く言及することなく、自由の主体を「各人」としている。同盟規約に関する研究で、「各人」の内実やその身分的な範囲が取り沙汰されることはない。また、オランダにおいて、公認宗派を決定するという意味での信仰選択権は、主権を持つ各州にあった。管見の限り、研究上において、この権利を指して「宗教的自由」なる語が用いられることもない。オランダ史において、「宗教的自由」は、「良心の自由」と「礼拝の自由」という二つの下位区分を持つ語として認識されている。前者は「私的礼拝の自

由」、後者は「公的礼拝の自由」と言い換えることもできる。オランダでは同盟規約が「各人」の「良心の自由」私的礼拝の自由^⑨を認めたが、唯一の公認宗派であるカルヴァン派のみが「礼拝の自由」公的礼拝の自由^⑩を有した。公的な教会施設を使用できたのは基本的にはカルヴァン派のみであり、カトリックをはじめとする非公認宗派は、「隠れ教会」と呼ばれる家内礼拝堂のような、「私的領域」においてしか礼拝を行うことはできなかったのである。近年のオランダ史研究では、「宗教的自由」や宗教的寛容という主題と公私区分問題の連関が考察されるようになって^⑪いる。両文書の解釈の違いから浮かび上がってきた、こうした史学史的観点の相違に関するより精緻な比較検討については他日を期したい。

最後に、両文書成立後の両国における、宗派化と宗派共存の展開を比較していきたい。前述のように、同盟規約は対スペイン反乱に参加した各州に信仰選択権を与えたが、結局、オランダ共和国を構成した七州全てにおいて、カルヴァン派が唯一の公認宗派となり、カトリックの公的礼拝は非法化された。しかし、カルヴァン派人口が緩慢にしか増加しなかったオランダにおいて、同派の宗派主義が高揚したのは、「更なる宗教改革」と呼ばれる敬虔主義運動が巻き起こった一七世紀の半ば頃からであった。とはいえ、それ以降もオランダの複数宗派併存状態が頓挫することはなかった。このことを踏まえ、両国の共通点としてまず指摘できるのは、支配的な宗派教会が宗派化を推し進めようとしたことができたのが一七世紀後半以降だということである。また、そうした教会勢力による宗派化への圧力があつたにもかかわらず、国家

が上からの宗派化を強制的に施すことはなく、複数宗派併存状態が、まがりなりにも持続し続けた点も共通している。それでは、

両文書は複数宗派併存状態が持続するにあたって、どういった役割を果たしていたのであろうか。法文が人々の行為を実際にどれ程規制したか、という法文適用の程度を測ることは史料上の限界がある。同盟規約を扱ったこれまでのオランダ史研究と同様に、本書もこの問題に対する回答を十分に与えているとは言い難い。では目線を変えて、法文が権力的マイノリティによって、いかに利用されアプロプリエイトされ得たのか、という法文運用の可能性に着目してみるとどうであろうか。本書によればボーランドでは、議会に議席を持つ非支配的宗派の貴族が、国政の場面で連盟協約を盾に「宗教的迫害」を抑制しようとしていた。それに対して、オランダでは公認宗派のカルヴァン派以外は公職就任権を持つておらず、公式には、いかなる議会での発言権をも有していなかった。それ故、非カルヴァン派は同盟規約に補足規定を付け加えようと試みることすらできなかった。しかし、一七世紀半ば頃には複数の事例において、カトリックの都市貴族がローカルな司法の場面で、官吏によるカトリックの検挙やその「隠れ教会」への襲撃は、同盟規約が定める良心の自由に反するが故に不当である、と主張した。当該の人物がその後どのように処遇されたのかは定かではないが、オランダでは、公職から排除された非支配的宗派の都市貴族が、「宗教的迫害」を受けた後に、ローカルな世俗当局にその不当性を示す際の根拠として、同盟規約に言及し得たのである。このように、法文運用の可能性を問うことで、法文と複数宗派併存状態の関係を解くための一つの手がかりが得られ

るのではなからうか。

本書評では、近世オランダ史の立場から、本書が提起した比較研究の課題に 대응ることを試みた。紙幅の関係上、そして何より評者の能力的制約の故に、本書評で取り扱うことのできた論点の質・量は限定的なものとならざるを得なかったが、本書が掲げた提言を受け、今後の研究がより一層、比較と対話に開かれたものとなることを願いたい。

二〇一五年六月末、本書を発行していた東洋書店が事業継続を断念することを公表した。本書を含む、同書店が取り扱ってきた数々の貴重な書籍が、何らかの形で再発行されることをここに祈りたい。

① こうした表記法は、近世国家と現代国家の間の差異を見えづらくするため、本来であれば避けられるべきである。本書評では紙幅節約のため、やむを得ず縮約した呼称を用いる。後述するオランダ共和国に關しても同様である。

② 本書には既に、近世ドイツ・スイス史研究者である踊共二による書評がある。踊共二「書評 小山哲著『ワルシャワ連盟協約 一五七三年』—ボーランド史料叢書二(東洋書店、二〇一三年)」、『東欧史研究』三七、二〇一五年。

③ 川口博「身分制国家とネーデルランドの反乱」彩流社、一九九五年、三四頁。

④ 同盟規約については、差し当たり以下を参照。Groenewald, S. et al. (eds), *De Unie van Utrecht. Wording en werking van een verband en een verbondsaacte* (以下「Wording en werking」), The Hague, 1979. Idem. et al. *Unie - Bestand - Vrede. Drie fundamentele wetten van*

- de Republiek der Verenigde Nederlanden* (以下、*Drie fundamentele wetten*). Hilversum, 2009.
- ⑤ Idem. et al. (eds). *Wording en werking*. Idem. et al. *Drie fundamentele wetten*.
- ⑥ 同盟規約第一三条の日本語訳としては、桜田美津夫によるものがあり、ここでもそれを引用した。歴史学研究会編『世界史料五 ヨーロッパ世界の成立と膨張：一七世紀まで』岩波書店、二〇〇七年、三〇二―三〇三頁。なお、同盟規約全文の原文校訂版は、以下に掲載されている。Groenveeld et al. (eds). *Wording en werking*. pp. 29–40; Idem. et al. *Drie fundamentele wetten*. pp. 60–71.
- ⑦ 小山哲「近世ポーランド・リトアニア共和国における「自由」―ヨーロッパ政治思想史のもうひとつの水脈」『創文』五一五、二〇〇八年。
- ⑧ この点に関しては、拙稿「宗派間関係と寛容の機能―一六七〇年代ユトレヒトにおける信仰実践を巡る闘争」『史林』九八（二）、二〇一五年を参照³⁰。
- ⑨ Lieburg, F. van. *De Nadere Reformatie in Utrecht ten tijde van Verrius. Sporen in de gereformeerde kerkenadelsa*. Rotterdam, 1989.
- ⑩ Kooi, C. *Calvinists and Catholics during Holland's Golden Age: Heretics and Idolaters*. Cambridge, 2012. p. 118f. Forclaz, B. *Catholiques au défi de la Réforme. La coexistence confessionnelle à Utrecht au XVII^e siècle*. Paris, 2014. p. 134f.
- (A5判 八九頁 二〇一三年 東洋書店 一五〇〇円＋税)
(京都大学大学院博士後期課程・日本学術振興会特別研究員)